平成２２年（フ）第６７７２号
大阪府寝屋川市大利町11番９号、申立時の住所大阪府寝屋川市高柳２丁目53番11号
債務者　川本　孝男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７３号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目３番２号
債務者　山中　一浩
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２１号
大阪市浪速区恵美須東２丁目３番21号　藤村方
債務者　柳　都女代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１８号
大阪府八尾市青山町４丁目11番15―101号
債務者　中森　由佳
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番９―701号、事業所所在地大阪市西区京町堀１丁目７番22号　クレグラン京町堀１階
債務者　びすとろ伊都こと　古屋敷悦子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１５号
大阪市生野区巽中２丁目15番11―703号
債務者　浦田　綾香（旧姓関）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９号
大阪府池田市上池田１丁目９番７号
債務者　石田　一廣
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１号
大阪市平野区喜連西１丁目３番３―311号
債務者　山本　美佐
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３４号
大阪府箕面市外院３丁目23番23号
債務者　小野　晶子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３号
大阪府吹田市山田西２丁目16番５―202号
債務者　阿部　浩一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４８号
大阪市淀川区西三国４丁目10番８―1007号
債務者　堀川　　彰
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７９号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番５号　シュベルニーコーポフジモト105号
債務者　樋口　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１７号
大阪市港区八幡屋３丁目10番４―327号
債務者　吉田　晉三
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２０号
大阪府大東市野崎３丁目２番13号　野崎コーポラス105号
債務者　南　　春美（旧姓平本）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３４号
大阪市西成区旭２丁目７番２―202号　山本方
債務者　上野山純一
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４１号
大阪市住之江区御崎１丁目７番12号　ラフィーネ御崎203
債務者　田中　久雄
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１４４号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番３―705号
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１５６号
大阪府守口市藤田町３丁目23番２―306号
債務者　西森　美里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部